

会 議 録		令和8年2月24日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府西京警察署協議会（令和7年度第4回）		
開催日	令和8年2月20日（金曜日）		
時 間	午後3時から午後4時20分までの間（80分）		
場 所	京都府西京警察署 道場		
出席者	澤井会長、中川副会長、大石副会長、小原委員、柳田委員、野原委員、宮本委員、谷委員、山本委員、南委員 （欠席 中路委員、石若委員、佐藤委員）		計10人
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長		計10人
諮 問 事 項	自転車に対する交通反則通告制度の導入について		
会 議 内 容	1 会長挨拶	司会	副署長
	2 署長挨拶		
	3 協議	司会	会長
	諮問事項説明 自転車に対する交通反則通告制度の導入について～交通課長 【委員】 70歳以上の高齢者が、道路交通法により自転車で歩道を通行できることは知らなかった。 【委員】 自転車の走行について実演を見せてもらったことで、自分の中で曖昧になっていたことが分かった。私も自転車に乗っていて事故に遭ったことがあるので、安全に気を付けて自転車の運転をしたいと思います。 【委員】 今度、私の職場でも西京警察署の方に自転車の研修をしていただくことになっており、有り難く思っている。 一点質問をしたい。配布資料に、一定の危険な行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転講習が命ぜられると書かれているが、一定の危険な行為とはどのような行為なのか教えてもらいたい。 【警察】 配布資料の裏面に記載されている 113の反則行為等のことである。 【委員】 私自身、一方通行の標識や自転車と歩行者の標識をあまり意識していなかった。4月1日から制度が導入されるので、今回説明してもらったことを職員に対して、しっかりと啓発をしていきたいと思う。		

会 議
内 容

【委員】私も自転車に乗ることはあるが、違反行為がこんなに多くあることを知り、違反を意識しなくてはいけないのなら自転車には乗れないと感じた。

自転車を移動手段として必要とする人もいるので、運転免許取得の際や、免許更新のときに配られる教本のようなものがあれば良いと感じた。そのようなものがあれば、時間のあるときに見返して、違反について勉強ができると思う。

【委員】私は車の運転ができないため、自転車をよく利用しており、最近、電動アシスト自転車を購入した。信号では停止するようにしているが、一旦停止場所では左右を見て車等が来ていなければ、そのまま通過していた。

先日、自転車で三叉路を曲がろうとした際に、後ろから自転車に乗った子供が速い速度で走ってきて、ぶつかってこけることがあった。私も後方確認がしっかりとできていなかったと思うので、気を付けるようにしたい。

【委員】自転車業界で働いているが、自転車業界では青切符が導入されると、自転車の需要が減るのではという話もある。

しかし、携帯電話を見ながらの運転等、悪質な運転については積極的に取り締まるべきだと考えている。併せて指導についてもしっかりと行っていただきたい。

【委員】自転車については、どのように青切符が切られるのか。

【警察】取締りについては、車やバイクの取締り方法と変わらない。

自転車については事前に警告を行い、それでも従わなかった場合には違反手続をとることになる。

【委員】自転車の違反で取締りをされた際、身分証明書がないと警察署に連れて行かれるというような話を聞いたことがあるが、どうか。

【警察】運転手の特定をする必要があるので、その時に対応できる方法で身分確認をさせてもらうことになる。

【委員】身分証を持つようにさせてもらう。

【委員】車を運転しているときは、車道の左側を走っている自転車に対して、できれば歩道に入ってほしいなど思うことがある。逆に、自転車に乗って車道を走ることも怖いと思うことがある。

自転車が歩道を走るときは、車道の左側の歩道を走らなくてはいけないのか。

【警察】歩道通行可能の標識がある場所であれば、車道の左側の歩道でも右側の歩道でも走行をすることができる。

ただし、自転車で歩道を走る際には、車道寄りを徐行をしてもらわなくてはならない。正規の歩道通行可能の標識は、自転車の絵が車道寄りになるように表示されているので確認をしてもらいたい。

【委員】もう一点お聞きしたい。交差点の同じ方向の信号機で、車用の信号が青色、歩行者用の信号が赤色となっている場合、自転車はどちらの信号に従えば良いか。

【警察】基本的に車両用の信号になる。

ただし、歩行者・自転車専用の標識が付いている歩行者用の信号については、自転車は歩行者用信号に従ってもらわなくてはならないが、このような信号機については数を減らしているところである。

横断歩道に隣接設置している自転車横断帯についても数を減らしているところである。自転車に車両用の信号機に従ってもらうことになるからである。

【委員】学校の生徒に対して、自転車で通学する際には歩道の車道寄りを走るのよう
に指導しているが、その指導で良いか。

【警察】自転車歩道通行可の標識がある場所であれば、自転車は歩道の車道寄りを
走行するように説明してもらいたい。

【委員】道幅の狭い歩道について、交通状況等で判断をして歩道の車道寄りを走る
ように指導してもよいか。

【警察】自転車が歩道を走れるのは、自転車歩道通行可の標識がある歩道になるた
め、標識がないのであれば、車道の左端を走行してもらわなくてはならない。
歩道については、歩行者が通るためのものである。

【委員】学校外のことであり、学校から指導が難しいところがある。

自転車への青切符が導入されることで、学校としても生徒への指導がしや
すくなるのではと考えている。

【委員】自転車の違反で取締りをされた場合、運転免許証の違反点数には関係がな
いという考えで良いか。

【警察】そのとおりである。ただし、運転者の身分確認をするために、運転免許証
を提示してもらうことはある。

【委員】自転車の違反が運転免許証の点数にも関係してくるというような話を聞いた
ことがあったので、今日説明を聞くことができて良かった。

昔は、子供を乗せて自転車を運転してはいけなかったと思うが、今もその
認識で良いか。

【警察】6歳未満の幼児であれば、幼児用座席を設置すれば乗せることができる。
幼児二人同乗用自転車のように専用に設計されている自転車もある。

【警察】自転車に対する交通反則通告制度の導入については、自転車の事故が増加
していることから、自転車の事故を減らすことを目的としている。

そのため、最初は指導や警告をさせてもらい、危険な運転を継続するよう
であれば違反手続をとらせてもらうことになる。

また、本日意見をいただいたように、警察としても啓発等のための資料を
用意する必要があると考えている。

自転車に対する交通反則通告制度が導入されるまで、まだ時間があるので
疑問点があれば、遠慮なく問い合わせをしてもらいたい。

4 事務連絡

令和8年度第1回京都府西京警察署協議会については、協議事項も含めて事務
局と調整の上、決定する。

以上

第4回京都府西京警察署協議会の開催状況

